

令和4年第1回五島市議会臨時会議案表

(令和4年6月6日提出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第46号	令和4年度五島市一般会計補正予算（第1号）	別冊
報告第7号	専決処分の報告について（五島市税条例の一部改正について）	1
報告第8号	専決処分の報告について（五島市都市計画税条例の一部改正について）	4
報告第9号	専決処分の報告について（五島市国民健康保険税条例の一部改正について）	6
報告第10号	専決処分の報告について（令和3年度五島市一般会計補正予算（第16号））	別冊
報告第11号	令和3年度五島市一般会計継続費繰越計算について	別冊
報告第12号	令和3年度五島市一般会計繰越明許費繰越計算について	別冊
報告第13号	令和3年度五島市一般会計事故繰越し繰越計算について	別冊
報告第14号	令和3年度五島市国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算について	別冊
報告第15号	令和3年度五島市水道事業会計予算繰越計算について	別冊

## 報告第7号

### 専決処分の報告について

五島市税条例の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月6日提出

五島市長 野口市太郎

### （専決理由）

条例の改正については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため専決処分したものである。

## 専 決 処 分 書

五島市税条例の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

五島市長 野 口 市太郎

五島市税条例の一部改正について

五島市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

五島市税条例の一部を改正する条例

五島市税条例（平成16年五島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

附則第10条の2第2項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第3項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第4項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第13項中「附

則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第18項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第10条の3第9項各号列記以外の部分中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項各号列記以外の部分中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

## 附 則

### （施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

### （固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の五島市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第3条 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

## 報告第8号

### 専決処分の報告について

五島市都市計画税条例の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月6日提出

五島市長 野口市太郎

### （専決理由）

条例の改正については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため専決処分したものである。

## 専 決 処 分 書

五島市都市計画税条例の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

五島市長 野 口 市太郎

五島市都市計画税条例の一部改正について

五島市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

五島市都市計画税条例の一部を改正する条例

五島市都市計画税条例（平成16年五島市条例第76号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第6項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第13項中「第15項、第33項、第34項、第37項」を「第14項、第32項、第33項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の五島市都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

## 報告第9号

### 専決処分の報告について

五島市国民健康保険税条例の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月6日提出

五島市長 野口市太郎

### （専決理由）

条例の改正については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため専決処分したものである。

## 専 決 処 分 書

五島市国民健康保険税条例の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

五島市長 野 口 市太郎

五島市国民健康保険税条例の一部改正について

五島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

五島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

五島市国民健康保険税条例（平成16年五島市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第25条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第4項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の五島市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。